

公共交通検討委員会の法定協議会への移行について

1 概要

本市の望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす「地域公共交通計画」の策定に向けて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会（以下、「法定協議会」という。）を整備する。

具体的には、既存の「あきる野市地域公共交通会議」と「あきる野市公共交通検討委員会」を統合し、両組織及び「法定協議会」の機能を兼ね備えた「あきる野市地域公共交通協議会（仮）」を新たに設置する。

【背景】

- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（令和2年11月27日施行）により、**地方公共団体による地域公共交通計画（マスタープラン）の作成が努力義務化**されるとともに、同計画に関する制度と国庫補助の制度が連動化し、一部の国庫補助については、令和7年事業年度（R6.10～）以降は、同計画の策定が申請要件となっている。
- ・国からの通知「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について（平成26年国総計第73号）令和2年一部改正」において、道路運送法体系における「**地域公共交通会議**」について、**地域の選択により、同会議を法定協議会として位置付け、法定協議会としての機能を付加することが有効**との考えが示されている。また、**複数の輸送形態にまたがって検討する法定協議会を設置した場合、例えば、バス輸送について、限られた関係者で集中的に議論した方が効率的と考えられる場合には、法定協議会に、バス分科会を設けて検討するなど、地域の課題や関係者の意向により、柔軟に対応すべき**との提案がされている（この場合、バス分科会が、必要に応じ、「地域公共交通会議」又は「地域協議会」としての機能も果たすことができる）。

2 あきる野市の現状

組織名	①法定協議会	②あきる野市 地域公共交通会議	③あきる野市 公共交通検討委員会
法的根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	道路運送法	なし
協議事項	地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項	バス等の旅客輸送の態様、運賃・料金等に関する事項など	市内の公共交通の維持、確保及び改善に向けた具体的な取組に関する事項など
備考	計画実施への許認可手続き簡略化等の特例措置を受けられる。	バス、タクシーの許可等に関する特例の適用を受けられる（運賃を上限認可→届出に緩和、処理期間の短縮等）。	
設置・開催状況	未設置	H18.11.22 設置 会議未開催	H30.1.11 設置 R4.12.19 開催
構成員について	③の構成員で要件を満たしている。	③の構成員の外、 運送事業者が組織する団体、運送事業者の運転者が組織する団体	（省略）

3 法定協議会への移行について
 (1) 令和5年度以降の体制 (案)

P1 の②、③を統合し、①として整備

組織名	あきる野市地域公共交通協議会 (仮)
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法
目的	<p>【法定協議会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定及び実施 <p>【地域公共交通会議機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活交通のあり方を審議 <p>【検討委員会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく施策の検討、公共交通の利用促進に向けた意識啓発の取組の検討
所掌事項	<p>【法定協議会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の策定及び実施に関する事項 (協議結果尊重義務あり) <p>【地域公共交通会議機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 <p>【検討委員会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共交通機関等の輸送サービスの維持、確保及び改善に向けた具体的な取組に関すること ・市内の公共交通機関の利用促進に向けた意識啓発に関すること
対象交通	多様なモード
主宰	あきる野市
構成員	<p>※ 検討委員会の構成員をベースに、地域公共交通会議の要件である (5)、(6) を追加</p> <p>(1) 都立大学教授 (委員長)</p> <p>(2) 市民の代表 (公募委員3人)</p> <p>(3) JR 東日本八王子支社</p> <p>(4) 西東京バス、横川観光</p> <p><u>(5) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 (東京バス協会、東京ハイヤー・タクシー協会など) 【追加】</u></p> <p><u>(6) 交通事業者の運転者組織 (労働組合など) 【追加】</u></p> <p>(7) 社会福祉協議会</p> <p>(8) 五日市警察、福生警察</p> <p>(9) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官</p> <p>(10) 東京都西多摩建設事務所長</p> <p>(11) 総務部長、健康福祉部長、都市整備部長</p> <p>(12) その他市長が認める者</p>
事務局	企画政策部企画政策課、総務部地域防災課 (地域振興係)

(2) 移行に向けたスケジュール(案)

	令和4年度				令和5年度				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月以降
内容	方向性の決定		設置要綱(案)、その他必要な規定について協議		設置要綱制定、委員委嘱の手続き等		法定協議会の発足		
備考	第16回検討委員会		第17回検討委員会						

(3) 今後の検討事項

法定協議会は、地域公共交通計画に基づく事業の実施主体として、国庫補助の申請及び受領が可能であることから、財務、公印に関する規定等を検討する。また、P1の「1【背景】」に記載のあるとおり、法定協議会に分科会を設けることが可能となっていることから、円滑な議論・検討に向けた分科会規程等についても検討する。

参考：公共交通に関する法定協議会について

※ 「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 詳細編」（令和4年3月国土交通省発行）より抜粋

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第9条の3）
主宰者	市町村（複数可）又は都道府県	市町村（複数可）又は都道府県
対象交通	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ・その他これらに関し必要となる事項 ・地域の交通計画を作成（任意）
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者 ・その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・道路（港湾）管理者 ・関係する公安委員会 ・住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者 ・学識経験者 ・その他の当該地方公共団体が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】 ・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察 ・学識経験を有する者 ・その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者